平成18年第3回瑞穂市議会臨時会会議録(第1号)

平成18年11月2日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第70号 土地の取得について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

追加日程第1 議員派遣の件

本日の会議に出席した議員

1番	安	藤	由	庸	2番	篠	田		徹
3番	若	袁	五	朗	4番	浅	野	楔	雄
5 番	小	Ш	勝	範	6番	藤	橋	礼	治
7番	熊	谷	祐	子	8番	堀		孝	正
9番	Щ	田	隆	義	10番	広	瀬	時	男
11番	小	寺		徹	12番	松	野	藤四	即郎
13番	Щ	本	訓	男	14番	桜	木	ゆき	う子
15番	星	Ш	睦	枝	16番	棚	瀬	悦	宏
17番	土	屋	勝	義	18番	澤	井	幸	_
19番	西	岡	_	成	20番	広	瀬	捨	男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助 役	福野寿英
収 入 役	河 合 和 義	教育長	今 井 恭 博
市長公室長	広 瀬 幸四郎	総務部長	関 谷 巌
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教 育 次 長	福 野 正	<u> </u>	

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 豊田正利 書記 広瀬照泰

書 記 棚瀬敦夫

開会及び開議の宣告

議長(藤橋礼治君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより平成18年第3回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(藤橋礼治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号1番 安藤由庸君と 2番の篠田徹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(藤橋礼治君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日だけの1日間と決定をいたします。

日程第3 諸般の報告

議長(藤橋礼治君) 日程第3、諸般の報告を行います。

7件報告します。

まず1件目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は平成18年8月分と9月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

ただし、8月分の報告には、平成18年8月末日現在の歳入歳出外現金あり高と平成18年9月 以降の支出予定額に不突合が見られ、不突合となった原因は、合併以前の旧穂積町及び旧巣南 町の歳入歳出外現金の出納にあると推測される。その金額は601万2,662円であると、収入役 から説明を受けたとのことです。地方自治法施行令第168条の7第2項の規定で、収入役は市 長の通知がなければ歳入歳出外現金の出納をすることができないとされており、収入役と市長 は互いに協力し原因究明に当たられたいとありました。

関連して2件目ですが、地方自治法第 199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条 第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は、9月25日に保健センター、10月 23日に政策推進課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。9月26日、同組合の平成18年第2回定例会が開催されました。大垣市の議会構成が変更されたことにより、同組合の高畑正議長と鈴木陸平副議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の林新太郎議長が組合議長に、大垣市の横山幸司副議長が組合副議長に当選されました。

また、提出された議案は4件で、平成17年度決算の認定を求めるもの1件、平成18年度補正 予算に関するもの1件、規約を一部改正するもの1件、専決処分の承認を求めるもの1件で、 結果はいずれも認定、可決または承認されました。

4件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。9月29日、同組合の平成18年第2回定例会が開催されました。岐阜市の議会構成が変更されたことにより、同組合の大野邦博議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙が行われました。選挙の結果、岐阜市の藤沢昭男議長が組合議長に当選されました。

また、管理者より提出された議案は4件で、平成18年度補正予算に関するもの1件、条例を一部改正するもの1件、平成17年度決算の認定を求めるもの1件、監査委員に学識経験者の佐藤仁一氏を選任するため議会の同意を求めるもの1件、結果はいずれも可決、認定または同意されました。

5件目は、本巣消防事務組合議会の結果報告です。10月20日に同組合の平成18年第2回定例会が開催されました。管理者より提出された議案は7件で、監査委員を選任するため議会の同意を求めるもの1件、専決処分の承認を求めるもの2件、条例を制定・改正するものが3件、平成18年度補正予算に関するもの1件で、結果はいずれも同意、承認または可決されました。

なお、監査委員は当市の土屋勝義前議長が監査委員を務めておられましたが、当市の議会構成が変更されたことにより組合議員ではなくなったため、監査委員が空席となっていました。 そこで、後任の委員を選任するためのもので、私が選任されました。

6件目は、議員派遣の結果報告です。さきの議会で議決されたとおり、議員18名と議会事務 局長の計19名が10月4日に大阪府大東市役所へ、10月5日に香川県の善通寺市役所へ視察研修 に行きました。私も出席しましたので、代表して私から報告をいたします。

大阪府大東市の人口は約13万人で、市議会議員の法定定数は34人ですが、条例の議員定数は 17人と定め、常任委員会は9人の委員からなる2委員会で運営されています。議員定数の減員 率50%は全国の市の中でトップとなっています。視察では、議会活動の活性化に向けて日曜議会及び夜間議会、議員定数削減と委員会運営、議場と全委員会室のテレビ中継などについて説明を受けました。平成12年9月議会から夜間議会を、翌13年3月からは日曜議会を毎年それぞれ年1回開催されています。3月の日曜議会では会派代表質問、9月の夜間議会では一般質問を実施し、議会開会前には議場コンサートや講演会を実施されています。大東市議会が掲げる今後の課題として、夜間・日曜議会の開催も当初は関心を呼んだが徐々に傍聴者が減少し、議員が支持者を動員しないと傍聴者が少なく、また庁舎管理の問題が懸念されているとのことです。住民に開かれた議会の先進事例となる大東市議会の取り組みは参考になる部分も多く、議員各位にとって有意義な視察研修であったと思います。

一方、人口約3万6,000人の香川県善通寺市は、昨年9月に市が100%出資する「善通寺市総合株式会社」を設立し、大胆な行政改革を進められています。また、善通寺市は行政改革大綱を策定し、毎年実施計画を更新しながら大綱の実現を図っておられます。「みずほ公共サービス株式会社」を設立した瑞穂市と共通する部分も多く、その取り組みや経過について説明を受け、調査・研究をしてきました。

どちらの視察先においても懇切丁寧な説明を受け、疑問点は問いただし、お互いに意見交換するなど充実した内容の視察研修であったと思います。議員各位におかれましても、この研修の成果を生かし、よりよい瑞穂市のまちづくりに役立てていただきたいと思います。

以上、報告した6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に7件目は、平成18年第3回もとす広域連合議会定例会について、安藤由庸君から報告願いますので、よろしくお願いします。

1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 議席番号1番 安藤由庸です。議長より指名をされましたので、平成18年第3回もとす広域連合議会定例会について、代表して御報告いたします。

第3回定例会は10月24日から27日まで、4日間の会期で開催されました。開会前の9月20日、本巣市から選出された議員5名のうち3名が連合議員を辞職され、議長、老人福祉常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長が不在となりました。10月24日、定例会の初日に連合議会の議長選挙を行い、選挙の結果は、本巣市の後藤壽太郎議員が議長に当選されました。

次に、各委員会委員の補欠選任が行われ、委員長が不在となっていた老人福祉常任委員会と、 副委員長が不在となっていた議会運営委員会が開催されました。老人福祉常任委員会は、委員 長に本巣市の鵜飼静雄議員を互選し、議会運営委員会は、副委員長に本巣市の安藤重夫議員を 互選しました。

今議会に広域連合長から提出された議案は10件で、内訳は、専決処分の承認を求めるもの 1

件、人事に係るもの1件、条例の一部改正を行うもの1件、決算の認定を求めるもの5件、補 正予算2件でした。

人事に係るものは、公平委員会の棚橋賢彦委員の任期が10月29日で満了するため、後任の委員に瑞穂市の馬渕義明氏を選任するため議会の同意を求めるものでありました。

条例の一部改正については、介護保険制度改正などに伴い、大和園で新たに提供することとなった介護保険サービスに係る利用料等の算定根拠などについて、条例上明確にするためのものでありました。

予算関係につきましては、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つの会計で平成17年度決算の認定を求めるものと、介護保険特別会計と老人福祉施設特別会計の平成18年度補正予算を定めるものでありました。

広域連合長から提出された議案のうち、専決処分の承認を求めるもの1件、並びに人事に係るもの1件については、10月24日、定例会初日に広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いました。結果は、いずれの議案も承認または同意されました。

残りの8議案については、所管の常任委員会に審査を付託し、10月27日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、すべて可決または認定いたしました。

以上で報告を終わります。なお、平成18年第3回もとす広域連合議会定例会の資料は事務局 に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) ありがとうございました。これで諸般の報告を終わります。

成文(豚恂化石石) のりがこうこといるした。これに硝放の取合を終わります。

日程第4 議案第70号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(藤橋礼治君) 日程第4、議案第70号土地の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 平成18年第3回瑞穂市議会臨時会を招集いたしましたところ、御出席をいただき、ありがとうございます。今議会で御審議をお願いするのは、土地取得に関する1件であります。その概要について説明させていただきます。

議案第70号土地の取得については、仮称でありますが、かねてから本田コミュニティセンターの建設を進めてきておりますが、その用地について地権者の方々の御理解がいただけましたので、用地取得について議会の議決を求めるものであります。

その内容は、面積7,689.87平方メートル、価格2億6,760万7,476円、所有者は12名であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(藤橋礼治君) これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時26分

議長(藤橋礼治君) ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りします。ただいま議題となっている議案第70号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっている議案第70 号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 3番 若園五朗君。

3番(若園五朗君) おはようございます。

本田コミュニティセンターの建設用地に絡めて、3点ぐらいお聞きしたいと思います。

瑞穂市の施設の全体計画の、今できておる中でいろいろと見てみますと、牛牧北部防災センター、あるいは牛牧南部コミュニティセンター、そして今回本田コミュニティセンターということで、旧穂積地区に今回これで三つできるということでございます。こうした中で、校区ごとに一つという計画でございますけれども、旧巣南においても3校区ございます。それの全体計画、市長にお伺いしたいんですが、旧巣南においても校区ごとに三つ将来つくっていくかどうか、確認させていただきたいと思います。

そして、今回の資料の70の3のところに施設概要が健康づくりの地域交流事業、あるいは子供から老人までの世代間の交流のスペース、あるいは乳幼児、学童保育というような多目的に使う計画で非常にすばらしいということで、本当にいい施設内容でございますけれども、現在ある施設とここの使用料、あるいは減免ですね。要するに目的があっても、使うために将来この施設についても減免とかその辺の考え方。物をつくっても、今度使ってもらうのが前提となりますので、例えばこういうものについては減免するとか、使用料についてどういうように考えてみえるかお伺いします。

そして、同じ資料の70の3の建設事業の経過のところの、平成17年2月に本田区長、本田緑町自治会長が代表し、市長あてに事業用地の地権者の同意書を提出されたということでございます。この施設の概要を見ても非常にいい場所にあるということですが、将来旧巣南町においても、このように各自治会と地権者の同意書があればつくっていただけるのかどうか。全体計

画の並びで、こういう考え方についての市長の考え方をお伺いしたいと思います。

まず一つは、校区ごとのコミュニティセンター、旧穂積町においては校区ごとに一つずつつくられて大変よろしゅうございますけれども、旧巣南においても三つの校区がございます。将来の計画についてどう考えてみえるか、お伺いします。

2として使用料ですが、この施設は非常に多目的に幅広く使われることは非常にいいんですけれども、使用料について地域のいろいろな基準の中で減免の考え方、その辺をどう思ってみえるかお伺いしたいと思います。

最後に、例えば地元区長、あるいはその地域の方の同意書、地権者の同意書をそろえれば校 区ごとに一つずつつくってもらえるか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。以上でご ざいます。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 今の若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、このコミュニティセンターの配置をどういうふうに考えておるかということですけれども、それぞれの地域のコミュニティー活動に中心的な役割を果たす場所、施設というものが必要であるということは皆さんも御理解いただけるかと思います。そういう意味で、そういう場所がないところから私自身としては優先的に配置していきたいと、このように考えております。

それから使用料の問題でございますが、これは現在動いておりますコミュニティセンターを 一つの基準にして設定していくということになるかと、このように考えております。

それから、場所の設定の問題でございますけれども、これは一番難しい課題でございまして、このスケジュールの中には地権者の同意があったということでございますけれども、その前にそれぞれの地域の中でどのあたりがいいのかということを、地域の皆さんでいろいろと御協議をいただくという大前提がここに一つ欠けておるわけでございます。そして、このあたりがいいんじゃないんだろうかということで皆さんで御協議いただきまして、その結果そのあたりがいいんじゃないんだろうかというところへいきまして、それなら土地は大丈夫かという話になって、地主も協力すると言っているよということで文章をいただいたということでございますので、むしろその前段の作業が一番地域の皆さんの合意を得るということで大切ではないだろうか、このように考えております。何分にもこういう施設というのは、皆さんに使っていただかないと意味がない施設でございますので、そういう意味で場所の選定なんかも、やはり地域の皆さんが使いやすい場所ということが非常に大きなポイントになるのではないかと、このように考えております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 3番 若園五朗君。

3番(若園五朗君) 市長、答弁ありがとうございました。

瑞穂市の地図、皆さん御存じかと思いますが、このように三つの大きな地区のポイント、わかりやすくできました。旧巣南においてもやはり役場周辺とか、田之上とか、美江寺の辺にできれば非常にバランスよく、あるいは校区ごとにできればいいと思いますが、旧巣南においても先ほど言いましたような形でいろいろ市の中のコミュニティーを推進していく中で、今度西の地区を整備するような考えが今後あるのかどうか、最後、確認したいと思います議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 今後ということですけれども、私自身は今ある施設をどういうふうに活用していくかということも全体のコミュニティーづくりの中では考えていかなければいけないことだと、このように考えております。そういう点で現在の巣南地区の場合は、今の公民館をどういうふうにとらえていくかということも合わせて考えながら、配置というものは検討しなければいけないんではないかと、このように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 3番 若園五朗君。

3番(若園五朗君) 今、市長の答弁の中に、現在の巣南公民館の利用活動の状況、あるいは 地域性とかいろいろ踏まえて総合的な判断をして今後検討するということですので、全体の瑞 穂市を見た場合、校区の南部、北部、そして今度本田コミュニティーと、そうなれば今言って いる旧巣南においては、巣南公民館の今の施設の概要なり運用について含めた前向きな検討な り取り進めてまいることをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。 議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 堀孝正君。

8番(堀 孝正君) 8番 堀でございます。質問やら要望をしたいと思っております。

この本田コミュニティーの建設に当たりましては、当初もう少し広い計画でございましたが、どうしても地権者の理解がいただけなくて 7,000どんだけになったという、きのう市長から会派の方への説明を聞いたところでございます。いずれにしましても、ここは市街化区域でございます。この地域の開発は本当にミニ開発が多いわけでございまして、 3,000平米を超えますと 3%の公園等とも民間でもとれる、また指導できるわけでございますが、やはりミニ開発になりますと全くそれができんわけでございます。その中におきましてのこのコミュニティセンター、地域の皆さんが触れ合っていただく、多目的に使用していただく、本当にいいことでございます。ですから、当初の計画でありますこの両サイド、これを将来長くお話をしていただきまして、両サイドも将来は取得ができるような形に、建物の計画がちょうど真ん中でうまく配置されておりますので、両サイドが拡張できるように、両サイドにはばちっと区切りをお金

をかけてやらなくて、いつでも広められるようなことをして、やはりここをまさに多目的にコミュニティーの場として使えるように、さらにはこの地域の中心の公園化という面も考えて、そういうお取り組みをしていただくようにお願いをしたいと、市長の考えも聞いておきたいと思います。以上であります。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 堀議員の御意見でございますけれども、私どもとしましても当初考えておりました規模で整備していきたいという基本的な考え方は現在でも捨てておりません。ですから隣地につきまして、またそういう時期が来ましたらお願いしていきたいと、このように考え方を持っております。またそれと同時に、いつも申し上げておりますように環境、特に自然、緑という問題はまちづくりの中で非常に重要な要素でございますので、そのあたりはこれから整備していく中で、十分に取り入れていきたいと考えております。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 小寺徹君。

11番(小寺 徹君) 議席番号11番 小寺です。

今回、買われる本田コミュニティセンターの建設をされた後の活用について、お尋ねしたい と思います。

私は、災害時の避難所としての位置づけも重要じゃないかなあということを思っておるんですが、そういう位置づけをされておるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

災害時の避難所に位置づける場合、水害の場合には高さが必要でありますので、瑞穂市の大きな水害だった9・12の災害のときには、この地域はどの水位まで来たのか。この辺の田んぼ、土地は大分水が乗っちゃったけど、そこら辺の調査はされておるのかどうか。その結果、調査の上に立って、それから何メーター土盛りをして建てられるということを今後設計の段階では計算していかなければなりませんが、その辺の高さの問題も検討されておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 市長公室長。

市長公室長(広瀬幸四郎君) 小寺議員の御質問の水位の関係ですが、9・12のとき、本田地区は水がついておりませんでしたので、それは考慮しておりません。よろしくお願いします。 議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) 議席番号7番 熊谷祐子です。

本田コミュニティセンター建設事業用地について、何点か質問させていただきます。

まず初めに、コミュニティセンターの全体計画に関してですが、先ほど若園議員が巣南地区 のことだけ質問なさいましたが、穂積地区でもまだできていないところもありますが、全体計 画として、先ほどの市長の御答弁と資料によりますと、本田コミュニティセンターが順調に建 設が進んでおりますのは、資料によりますと平成17年2月に本田区長及び自治会長たちが代表 して、瑞穂市長へ事業用地の地権者同意書を提出したことから始まったとございます。かねて より、議会でコミュニティセンターについての市の方針の一般質問がございましたときに、や っぱり各地区で土地の話をまとめてきてほしいという言い方でしたが、先ほどの市長の御答弁 では、どの辺にやるかということをまず校区で協議し、それから第2段階として土地は大丈夫 かという進め方になるという御答弁でしたが、つまり地区ごとに土地に関して話をまとめてく れば優先するというのはよくわかるんですが、穂積校区のようにもう既に人口が立て込んで、 家が立て込んでいるところは、なかなかそれが難しいと思うんですが、人口も多いということ で。そういうなかなか校区、地区で土地の話をまとめられないところにおいてはほかっておく のか。市としてなるべく1校区一つコミュニティセンターを建設したいので、ぜひ土地を手放 してもいいという話があれば、優先的に市の方へ話をしてもらえないかとか、そういう市から の強いまちづくりの構想をばんと打ち出すというお考えがあるかどうか、まず第1点お答えを いただきたいと思います。

以下、自席で質疑させていただきます。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 今の熊谷議員の御質問にお答えします。

市が全然タッチしないという意味ではなくて、場所をどこに決めるかというのは非常に難しいということで申し上げているわけですね。やはりこういう施設は、各自治会長さんのお考えとしても、ちょっと失礼な言い方かもしれませんけれども、こういうのはなるたけ自分のところの近くにあった方がいいという話になるんですけれども、地域としての施設として考えていますので、全体の中でのどの位置に配置するのが一番いいのかという問題になりますと、やはりそれぞれの区長さん、あるいは自治会長さんでいろいろ協議して、この地域ではこの場所あたりかなあというような一つの合意というものは形成していただかないと、現実の問題として実行に移すということになると非常に動きにくいというか、決断ができないということで申し上げておるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷君。

7番(熊谷祐子君) 御説明はよくわかります。私がなお質問したかったというのは、地区だけでそういう協議が前提なのか、それとも市も入りますのでぜひ一緒にコミュニティセンター 建設に向けて相談しましょうという姿勢なのか、全く最初の第一歩は校区別、地区別で話をま とめてこなければ始められないのかという話なんです。御答弁お願いします。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) まとめてこなければできないという意味ではなくて、そういう形のものでないと進められないということで申し上げておるわけです。ですから、事務局的なお手伝いとか、そういうようなことは幾らでもさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) では、今の点についてなお確認させていただきたいんですが、今のお考えを区長会とか自治会長会とか、そのほか地区の会にお出かけになることがあると思うんですが、はっきり市としてはそういう考えなので、コミュニティセンター建設についてはぜひ話をまとめて持ってきてほしいというお考えは、はっきり言われたことがございますか。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) それは言っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) それはなぜでしょうか。というのは、コミュニティセンターが欲しいというのは、特に穂積地区なんかはずっとありますが、一般質問をした議員もおりますが、私たち議員はこの説明を何度か聞いているわけですが、今までの市長の御説明では、区長とか自治会長さんたちがその辺はまず話をまとめてほしいということですので、公の場できちんとそれを伝えられた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。今まではなかったと、今後ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) お考えをお聞きしますとよくわかるんです。確かにそのとおりだと思うんですね。ですから、盛り上がりがなければできませんと、確かにそのとおりなんですから、

今話されたことをそのまま自治会長会や区長会でお話になったらいかがでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) それは会として申し上げて、そういうお話というのは私どもに結構御相談があるんです。ですから、私はそのときには今のようなことははっきりと申し上げております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) じゃあこの件に関しましては、相談を受けたときとかではなく、私の発言の趣旨は、市としてきちんと私たちのこの議会の前で御説明があることを区長会や自治会長会で、市としての方針ですので、これは御説明いただきたいということです。

次の質疑に移らせていただきます。

第2点目は学童に関してですが、市の計画では1校下30人を当面の目標設定としていますが、国は放課後子どもプランを出し、場所は学校ということですが、これはさておきまして、人数といたしまして6年生まで全児童を対象の方向で今打ち出しています。さきに可児市長選が行われましたが、可児市は既に当選された市長が全児童対象でやりますと。あそこは、ほぼ全部学校にプレハブを建ててやっておるわけですが、全児童対象というのをもう公約として打ち出されています。瑞穂市も子供の数がふえていく場所ですので、本田校区でも30名を超すということは早晩予想されるわけですが、学校でということはこの場合外しますが、コミュニティセンターの議案ですので、人数がふえた場合でも対応できるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) これは地域でいろいろと御協議いただいてコミュニティセンターを動かしていただくわけですので、問題はここの施設全体として、中でどういうふうに対応していくかということになるかと思います。そして30というのは、これは数字ではなしに一つの目安でございまして、31人になったからその1人はだめだとか、そういう性格のものじゃないと思っています。ですから、将来は逆に子供たちみんなが寄って遊んでくれて、手狭になるというくらいの方がむしろうれしい悲鳴じゃないかと、私は逆に思っています。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) 30は単に当初の計画であるというのは、この間の議会でも御説明がありましたが、他の校下を見ますと、到底30は入りきれない施設があるわけですね。ということは、ここでも30を超した場合にいい光景だと、大変喜ばしいと、行政の気持ちはそうでも、具体的に施設の問題というのは出てきますので、そういう点でお聞きしましたので、一応、では質問

を限定しますが、30名までは、31名を超すかもしれませんが、当面大丈夫なように設計はしていますか。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) これは、委員会でいろいろと協議をしていただきまして出た成案ですので、それなりにそういう問題については検討されておると思います。

議長(藤橋礼治君) 少し熊谷議員にお伝えしますが、今の質問を聞いておりますと一般質問みたいなふうで、この議案に沿っての質問と少し離れておりますので、その点だけ申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) 資料の70の3に、先ほども質疑の中に出ましたが、学童保育での利用というのもありますので、関連質問でさせていただきました。

先ほど、議員が活用・運用のことも言われましたが、もう 1 点、活用・運用のことについて 質問をしたいと思います。

現在、牛牧南部コミュニティセンターを使うに当たり、年齢別に使える使えない、部屋が限定されていて、兄弟で遊べないというようなことがもう既に最初から設定されてしまっている。それから飲食は禁止ということでも、子供連れが行けるのに飲食禁止というのも大変困っていますが、この資料の73を見ますと、コミュニティールーム、乳幼児が遊べるとかサークル活動ができるとかということになっていますので、初めからそのような無理な設定というのは市は設けていませんね。一応確認をさせていただきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 今のお話は運用の問題でして、私は端的なことを申し上げまして、飲食を禁止するかどうかという問題も、逆に言うと利用する方々の中での結局モラルの問題が一つあると思うんです。それからもう一つは、そういう意味できちっとした管理をしていくのにということで、結局禁止せざるを得ないということにもなるかと思うんです。一例で端的なことを申し上げれば、話は横へ行きますけれども、例えば総合センターのあじさいホールは、一切飲食禁止になっておるはずなんです、決まっております。ところが、あそこへでもジュースとかそういうものをお持ち込みになる方があるんです。そういうところが、管理する者の立場としているんなことに厳しい条件をつけていくことになるわけでございまして、基本的には、やはり一つのモラルをきちっと守っていただくことをお願いしていくというところがまず基本ベースとしてあるんだということだけ理解していただければ、今の子供たちのおやつを食べる場所だとかそういうスペースだとかでも、それなりに私は対応できると思うんですね。その辺は、やはりみんなで協議しながらという言葉はちょっと抽象的でずるいかもしれませんけれども、

これができますと、また北部防災センターと同じように運営についていろいろと協議していただく場所づくりがあると思いますので、そこでいろいろと御検討をいただいて、良好な状態でみんなが集える場所が維持できればいいと、このように思っています。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 7番 熊谷祐子君。

7番(熊谷祐子君) 確認して質疑を終わりたいと思いますが、ただいま市長はモラルの問題だとおっしゃいましたが、市の施設ですので、利用者のモラルの問題というのは2番目だと思うんですね。まず第1に、市がどのように設定するかと。例えば飲食自由というふうにしても、この部屋は自由とかとしても、当然モラルの問題、使い方の問題は出てくるわけですから、モラルがないから禁止というのは本末転倒だと思うんです。ですから、最後にただいま市長が御回答の中で言われましたように、初めから全面禁止ではなくて、協議の中で市としては自由に飲食してよい部屋をつくりたいけれども、ついてはモラルをきちんと守っていただきたいと、そのような順番で市は基本的に方向を出していただきたいという確認で。

議長(藤橋礼治君) 市長。

市長(松野幸信君) 今の話は、鶏が先か卵が先かという話に実はなっちゃうわけですね。結局、モラルを守らない人がいるという前提に立ちますと、厳しいルールをつくらなきゃならんと、こういうふうになっちゃうんですね。また、みんながきちっとやってくれれば、ルールはそういう形でいろいろとやっていってもいいんじゃないかということになるわけですので、その辺は逆に運営される委員の中で、やってみようじゃないか、だめなら後で締めりゃいいじゃないかというのも一つの考え方でしょうし、だからそのあたりは十分に検討しながらやっていただけたらと、このように思っています。私は、だからどうすべきだということは、頭から決めつける考え方は毛頭持っていません。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 9番 山田隆義君。

9番(山田隆義君) 1点のみお尋ねいたします。

大変、各地域ごとに地域の触れ合いということで、コミュニティセンターの形成については、 積極的にされておるということは感謝を申し上げるわけでございます。その一端として、よう やく本田地域のコミュニティセンターが土地のまとめができたということは感謝感激にたえな いわけでありますが、特に執行部のそうした行動につきましては感謝をいたすところでありま すが、ところで建設の概要、かつまた設計の概要について御明示されておりますので、そこで この件についてお尋ね申し上げます。

近年、指名競争入札とか一般競争入札とかいう時代で経緯しておりますけれども、最近当市

におきましては総合判断方式と、プロポーザルという方式でなされておる。具体的に申し上げれば、随意契約ということになってくるわけでありますけれども、この設計概要の絵図をかかれたということにつきましては、設計業者がもう決まっておるのかどうか。決めるに当たっては、どのような形式で決められたかどうか。かつまたそれに追従しまして、今後の請負業者の請負状況をどういうお考えで進めていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

と申し上げますのは、総合診断方式、価格だけでは内容が悪ければよくない。価格も安くなくてはいかんし、いわゆる技術力、設計の中身が近代的なニーズに沿った形の建物じゃなくちゃいかんし、かつまた請け負った業者が途中に不測の事態が起きてはいかんと、いろんな面をとらえてそういう方式の時代になりつつあることはよくわかっておりますが、そこで一番問題が起きますのは、イコール随意契約ということになりがちでございますので、ややもしますと世間で言われる問題が起きるという懸念もなきにしもあらずということでございますので、その辺をしっかりととらえていかなければならん。その辺において、随契で設計業者が決まったと、報告、それでよしやというようなことではいかんと思うんです。その経路においても、やはり議会へ内容を説明していただき、了解をとっていただきながら進めていただきたいなあと。具体的に設計業者が決まる前に、複数の業者も入れて設計コンペを行って、総合診断方式でやられるにしても、そういうような道を踏んで決定する前に議会にも報告していただいて、議会の英知も含んで前へ進めていただきたいなあと。

最近、給食センターのことでもそうですし、別府保育所の建設においても、やはり往々にして議会軽視でどんどんと前へ行くというような傾向が見受けられますので、それは不測の事態が絶対ないということなら任したなら任したでいいんですけれども、任したということと検閲していくということは別の問題でございますので、決して不測の事態が現在も将来も起こっちゃいけませんので、起こった結果、最後には議会も議決したんじゃないかと、その当時の議員にも責任があるんじゃないかということを言われます。言われるということは当然でございますので、言われないように姿勢を正してやっていく必要が私はあると思いますので、いろいろお尋ねをいたしましたが、その経緯等踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) 今の御質問の中で一つひっかかるところがあるんですけれども、私としては議会を軽視して事務を進めているつもりは毛頭ございません。だから、このようなことでも臨時議会をお願いして、御審議をお願いしておりますので、まず1点は誤解のようないにしていただきたいと思います。

それで、この建物についてどういう経緯でどうなっているかという御質問についてお答えさせていただきます。

この設計については、指名競争入札で設計事務所を決定しております。なぜ、先にこの設計

事務所を決定したかということは、建築確認とかいろんな手続をしていくときに、基本的な図面が必要だということでやっておるわけでございます。そして、その設計業者が決定しました後、どういうふうな部屋にしていくかという問題は、この地域の委員の方々にお集まりをいただいて、その図面を提示しているいろと御意見を聞きながら修正していってこの形にまとめ上げたということでありまして、決して私どもが独走した形でまとめ上げたものではないということだけは御理解いただきたいと、このように思います。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 9番 山田隆義君。

9番(山田隆義君) 私はなぜお尋ねしたかと申しますと、きょうは土地取得という議案でございますので、土地取得のみであれば、私は大変御苦労をいただいてようまとめていただきましたということで感謝の気持ちで、お尋ねするとすれば感謝の意見を出して終わるつもりでおったんですけれども、設計の概要が出ておりますので、こうして概要が出た以上、どんどんと設計業者が決まって、頼んでどんどん行っちゃったと、結果こういうようなものをつくることになったと。それから、つくるに当たっては諮問機関にいろいろ議論を交わしていただいて、こういうふうになったといって議会の議決を求めるということになってきますと、もう議会としては口を挟む余地はないと。挟むとすれば、賛成か反対かするだけのことになっちゃうわけですね。それでは議員の見識、議員としての意見を挟むところが白か黒かという結論の話だけですから、もう変更のしようがないということでございますので、そういうことのないように、要所要所ではやはり心から議員もよくわかるように、理解しながら議決に入るように踏んでいただきたいなあと。そうすれば、疑念もないし間違いもないし、いろいろ憶測を受ける必要なないということでありますので、その辺の配慮をされておるかどうかお尋ねするとともに、配慮するなら配慮するで結構ですし、配慮しないなら配慮しないという答弁で結構です。どういう答弁でも結構ですが、お考えをお聞きして終わりたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) ここにコミュニティセンターをつくるという問題につきましては、議会でいろいろとお話もしてきておるつもりでおりますけれども、それで細かい設計がどうだとか中身がどうだとかいうことは、これは私どもは事務レベルの話だというふうに判断しております。これをつくるかつくらんかということにつきましては、徹底的に議論をさせていただいたつもりでおる。ですから、今度の用地の取得の件につきましても、そのときの御審議の中で1町2反、ここにあるやつ、これでもまだ小さいくらいじゃないかというような御指摘までいただきながら、それだけでいこうということで努力をしてきてこれだけしか取得できなかったということで、今度議会に提案させていただいておるのですから、一番頭から、ここにつくるかつくらないかというような基本的な問題については、私はお話を申し上げて御理解を得ている

という認識で事務を進めておるわけでございまして、そのあたりはやはり御理解をいただきた いと、このように思います。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[発言する者なし]

議長(藤橋礼治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号土地取得についてを採決します。

議案第70号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(藤橋礼治君) 起立全員でございます。したがって、議案第70号は可決されました。 これより本日午後からの議員派遣の件を審議したいと思います。

お諮りします。議員派遣の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定をいたしました。

追加日程第1 議員派遣の件

議長(藤橋礼治君) 追加日程第1、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第 161条の規定により提出しております。内容については、本日平成18年11月 2 日、議員全員を西濃環境整備組合と瑞穂市うすずみ研修センターに派遣したく思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については決定をいた しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長(藤橋礼治君) 会議を閉じます。

平成18年第3回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年11月2日

瑞穂市議会 議 長 藤橋 礼治

議員 安藤由庸

議員篠田徹